

第 9 号議案

令和 8 年度東京都台東区老人保健施設会計予算

令和 8 年度東京都台東区の老人保健施設会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 7 9, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(特別区債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 特別区債」による。

令和 8 年 2 月 6 日提出

東京都台東区長 服 部 征 夫

歳 入 (単位：千円)

— 242 —

第2表 特別区債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
1 老人保健施設の整備	580,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め30年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還する。	金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰延起債することもある。